破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２８号
山形市南館５丁目６番36号　梨ノ木ハイツ102号
債務者　竹田　正嗣
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３９７号
大阪市大正区千島１丁目20番７号　エスワイビル千島408号
債務者　清水　圭一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０号
大阪府東大阪市源氏ケ丘21番１号
債務者　山本仁浩こと　金　　仁浩
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９１号
大阪府豊中市豊南町西４丁目27番９―205号、前住所東京都北区昭和町２丁目１番29―902号　Ｌａ　Ｋｏｎｔｅｓｓａ
債務者　川崎　祥子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９３号
大阪市東淀川区下新庄１丁目７番24号　下新庄クラシックス303号
債務者　中村　隆之
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０１号
大阪市淀川区野中北１丁目２番29号　アメニティー新大阪七番館５階５Ｂ号室、住民票上の住所大阪市大正区三軒家東３丁目11番60号近江産業三軒家寮
債務者　坂口　則之
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８２号
大阪府門真市江端町４番７―102号
債務者　中田　美希（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３５号
大阪市生野区中川１丁目２番21―802号
債務者　梁川順子こと　髙　　順姫
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６８号
大阪市住之江区安立２丁目４番15号　住之江ハイツ102号
債務者　佐藤　和利
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３６号
大阪府茨木市玉櫛１丁目５番13―106号
債務者　上間　正繁
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３９号
大阪市城東区今福西１丁目12番14号
債務者　道下　温子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９５２号
大阪市平野区喜連４丁目８番45―203号
債務者　能塚　　舞
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６１号
大阪市東淀川区東中島４丁目９番３号　中島ハイツ104号
債務者　廣川勇夫こと　孫　　才玉
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６３号
大阪市東成区中本５丁目１番４号
債務者　山﨑　里栄
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９３号
大阪市生野区小路３丁目18番15号　川辺ビル38―305
債務者　大山芳幸こと　李　　芳幸
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５４号
大阪市西成区橘１―２―21　ポワァグロンド203、住民票上の住所大阪府高石市羽衣１丁目18番２号
債務者　丸山　敏久
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５７号
大阪市東淀川区東中島４丁目２番５―408号
債務者　池口　勇二
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部